

（４）大学等における消費者教育に関する調査

【大学・短大】

① 消費者教育を行っていますか

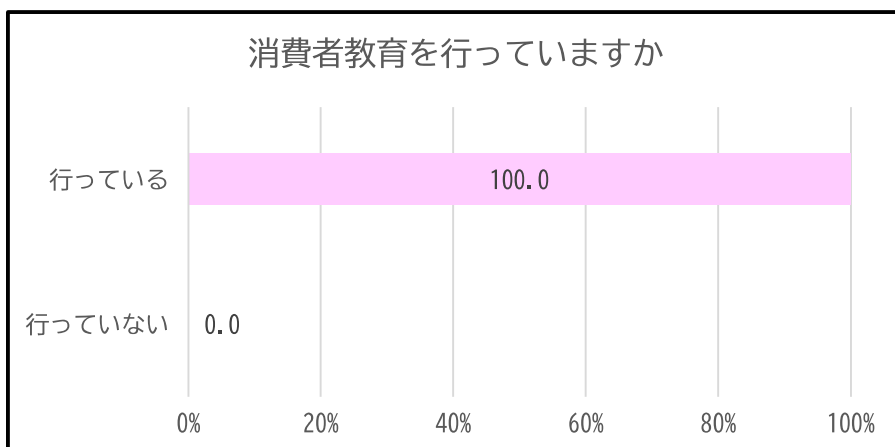
- ・市内の大学、短期大学においては、消費者教育が行われていることがうかがえます。

【図表９８】消費者教育を行っていますか

(N=9)

質問項目	回答数	割合 (%)
1 行っている	9	100.0
2 行っていない	0	0.0
計	9	

【図表９９】



② 消費者教育を行った方法について

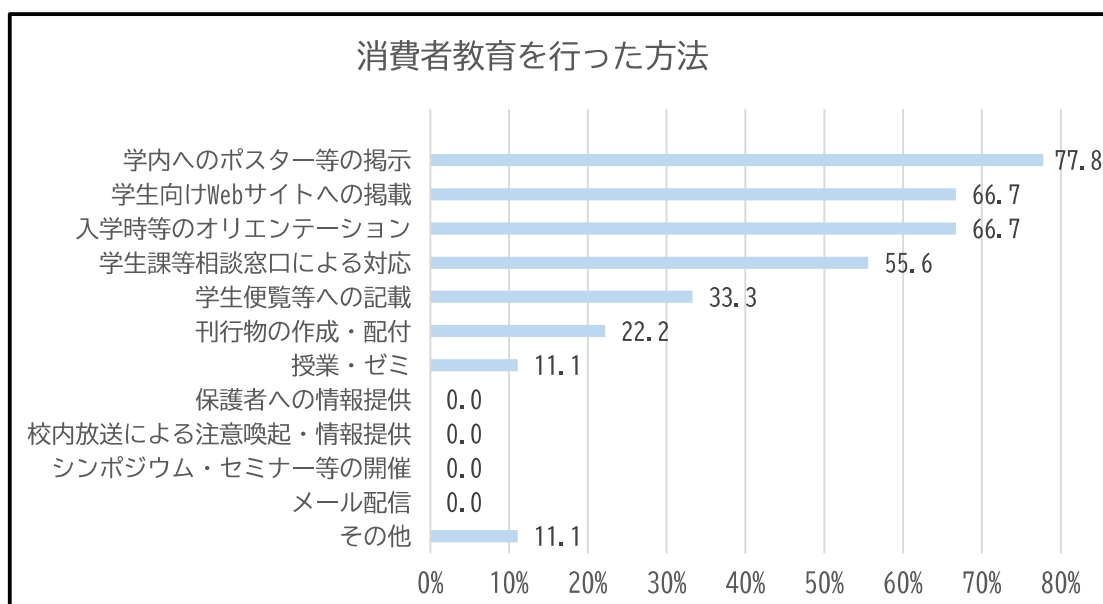
- ・「学内へのポスター等の掲示」(77.8%)が1位で、「入学時等のオリエンテーション」(66.7%)、「学生向けWebサイトへの掲載」(66.7%)、「学生課等相談窓口による対応」(55.6%)が上位を占めています。
- ・一方、「授業・ゼミ」は、11.1%ではありますが、1校のみの実施となっています。

【図表100】 消費者教育を行った方法

(N=9)

質問項目	回答数	割合 (%)
1 学内へのポスター等の掲示	7	77.8
2 学生向けWebサイトへの掲載	6	66.7
3 入学時等のオリエンテーション	6	66.7
4 学生課等相談窓口による対応	5	55.6
5 学生便覧等への記載	3	33.3
6 刊行物の作成・配付	2	22.2
7 授業・ゼミ	1	11.1
8 保護者への情報提供	0	0.0
9 校内放送による注意喚起・情報提供	0	0.0
10 シンポジウム・セミナー等の開催	0	0.0
11 メール配信	0	0.0
12 その他	1	11.1
計	31	

【図表101】



③ 消費者教育で取り扱ったテーマについて

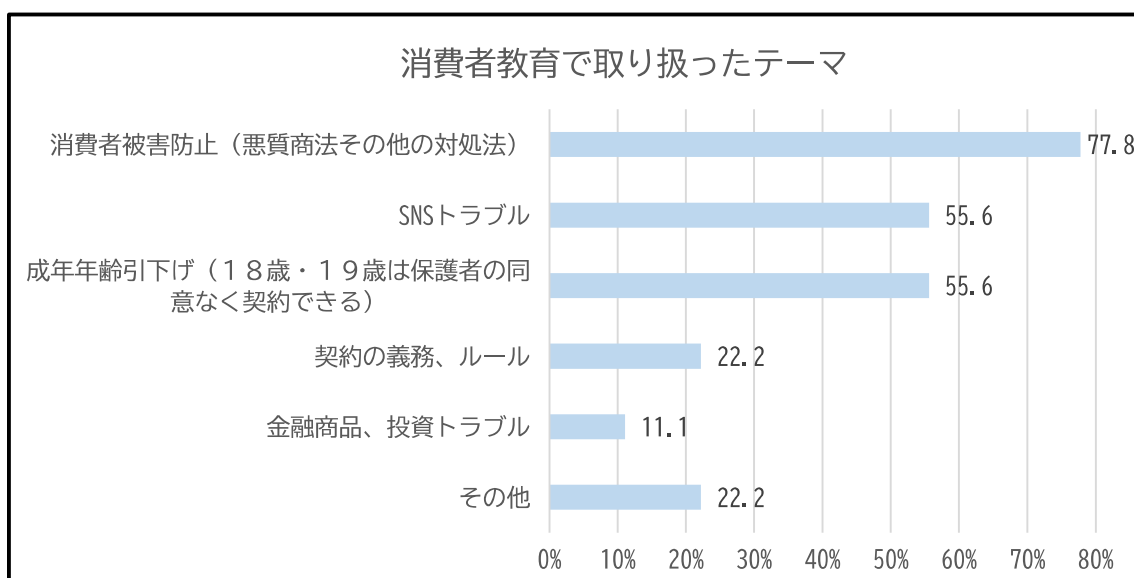
- ・テーマでは、「消費者被害防止(悪質商法その他の対処法)」(77.8%)が1位で、「成年年齢引下げ(18歳・19歳は保護者の同意なく契約できる)」(55.6%)、「SNSトラブル」(55.6%)と続きます。
- ・まずは、具体的対処法を学生に周知を図ることにより、消費者トラブルを防止するとともに、学生に関連する成年年齢引下げ、SNSトラブルがメインのテーマとして取り扱われています。

【図表102】 消費者教育で取り扱ったテーマ

(N=9)

質問項目	回答数	割合(%)
1 消費者被害防止(悪質商法その他の対処法)	7	77.8
2 SNSトラブル	5	55.6
3 成年年齢引下げ(18歳・19歳は保護者の同意なく契約できる)	5	55.6
4 契約の義務、ルール	2	22.2
5 金融商品、投資トラブル	1	11.1
6 その他	2	22.2
計	22	

【図表103】



④ 「教員」「職員」に行っている研修について

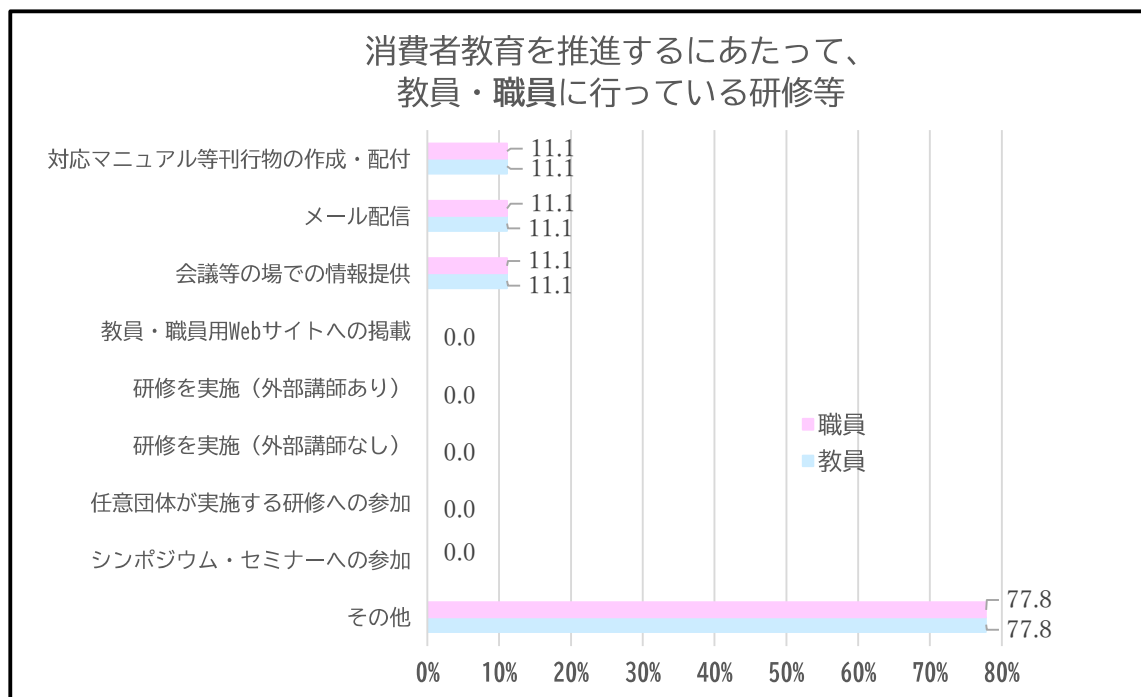
- ・研修については、「その他」が77.8%と突出しています。意見として「特に行っていない」とのコメントもあり、教員・職員への研修のあり方も検討の必要性がうかがえます。

【図表104】消費者教育を推進するにあたって、
教員・職員に行っている研修等

(N=9)

質問項目	教員		職員		合計	
	回答数	割合(%)	回答数	割合(%)	回答数	割合(%)
1 対応マニュアル等刊行物の作成・配付	1	11.1	1	11.1	2	22.2
2 メール配信	1	11.1	1	11.1	2	22.2
3 会議等の場での情報提供	1	11.1	1	11.1	2	22.2
4 教員・職員用Webサイトへの掲載	0	0.0	0	0.0	0	0.0
5 研修を実施（外部講師あり）	0	0.0	0	0.0	0	0.0
6 研修を実施（外部講師なし）	0	0.0	0	0.0	0	0.0
7 任意団体が実施する研修への参加	0	0.0	0	0.0	0	0.0
8 シンポジウム・セミナーへの参加	0	0.0	0	0.0	0	0.0
9 その他	7	77.8	7	77.8	14	155.6
計	10		10		20	

【図表105】



⑤ 消費者教育を推進するために必要なことについて

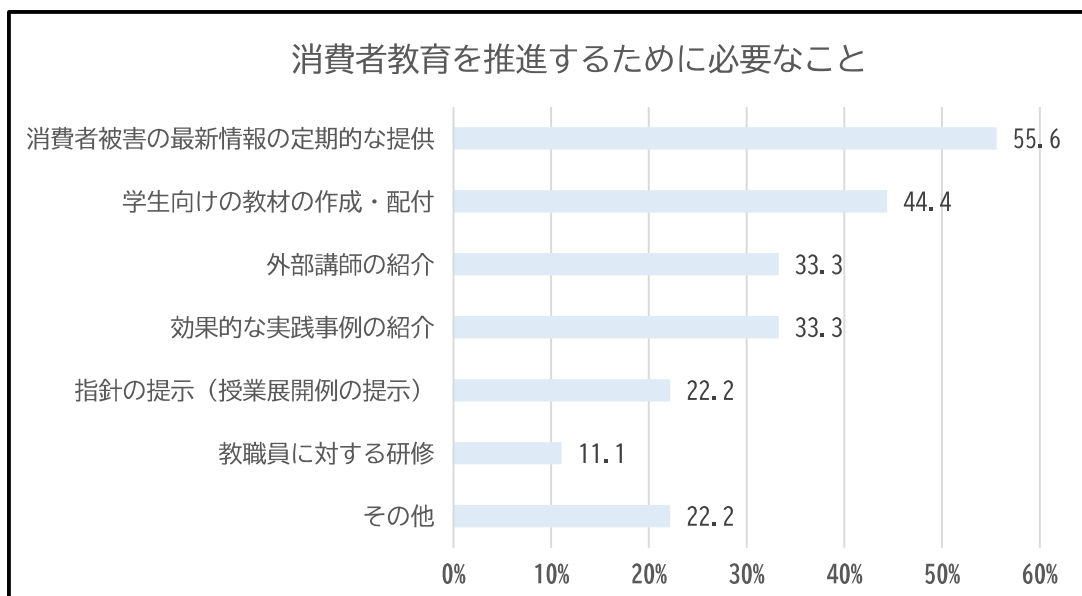
- ・ 1 位は、「消費者被害の最新情報の定期的な提供」(55.6%)で、「学生向けの教材の作成・配付」(44.4%)、「効果的な実践事例の紹介」(33.3%)、「外部講師の紹介」(33.3%)と続きます。

【図表 1 0 6】消費者教育を推進するために必要なこと

(N=9)

質問項目	回答数	割合 (%)
1 消費者被害の最新情報の定期的な提供	5	55.6
2 学生向けの教材の作成・配付	4	44.4
3 外部講師の紹介	3	33.3
4 効果的な実践事例の紹介	3	33.3
5 指針の提示（授業展開例の提示）	2	22.2
6 教職員に対する研修	1	11.1
7 その他	2	22.2
計	20	

【図表 1 0 7】

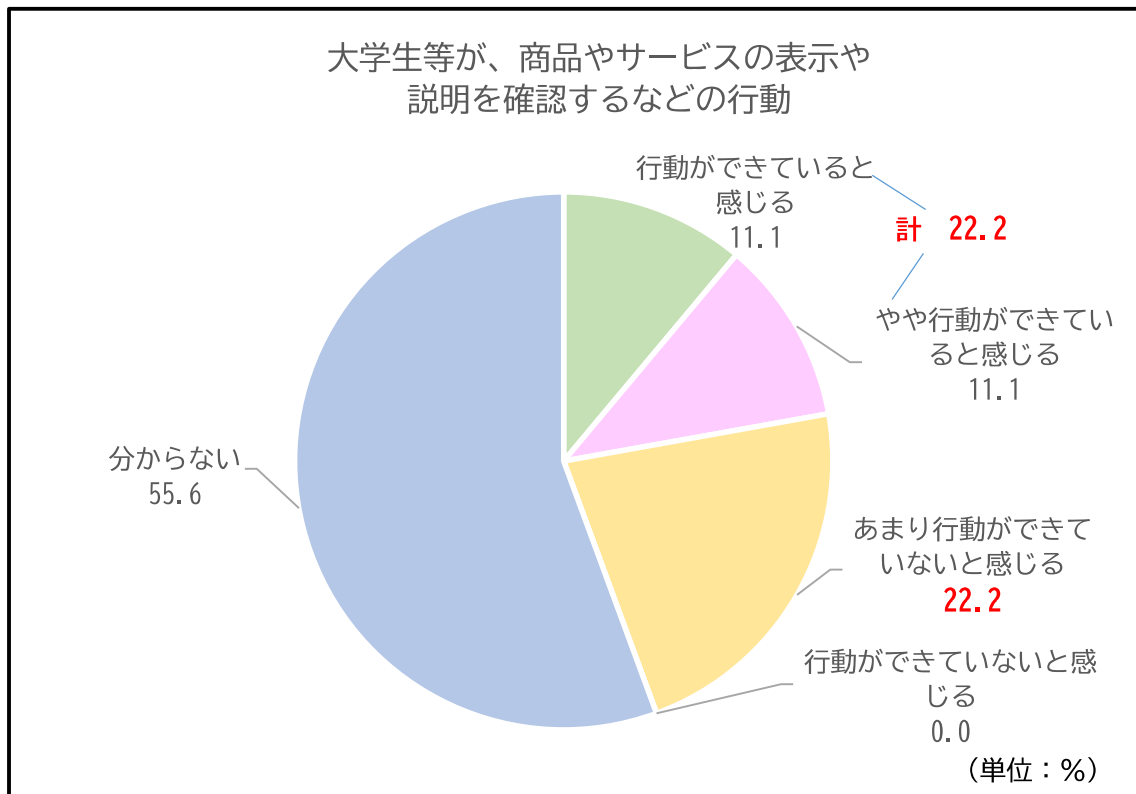


⑥ 大学生等が、商品などを購入する際、商品表示や説明を確認する

行動について（市民意識調査 図表 4 9 参照）

- ・行動については、「分からない」が、55.6%と約半数を占めています。
- ・また、「行動ができていると感じる」(11.1%)、「やや行動ができていると感じる」(11.1%)人は22.2%であり、市民意識調査結果での65.7%と大きな開きがあります。

【図表 1 0 8】



⑦ 18歳以上20歳未満の人が消費者トラブルにあった経験について

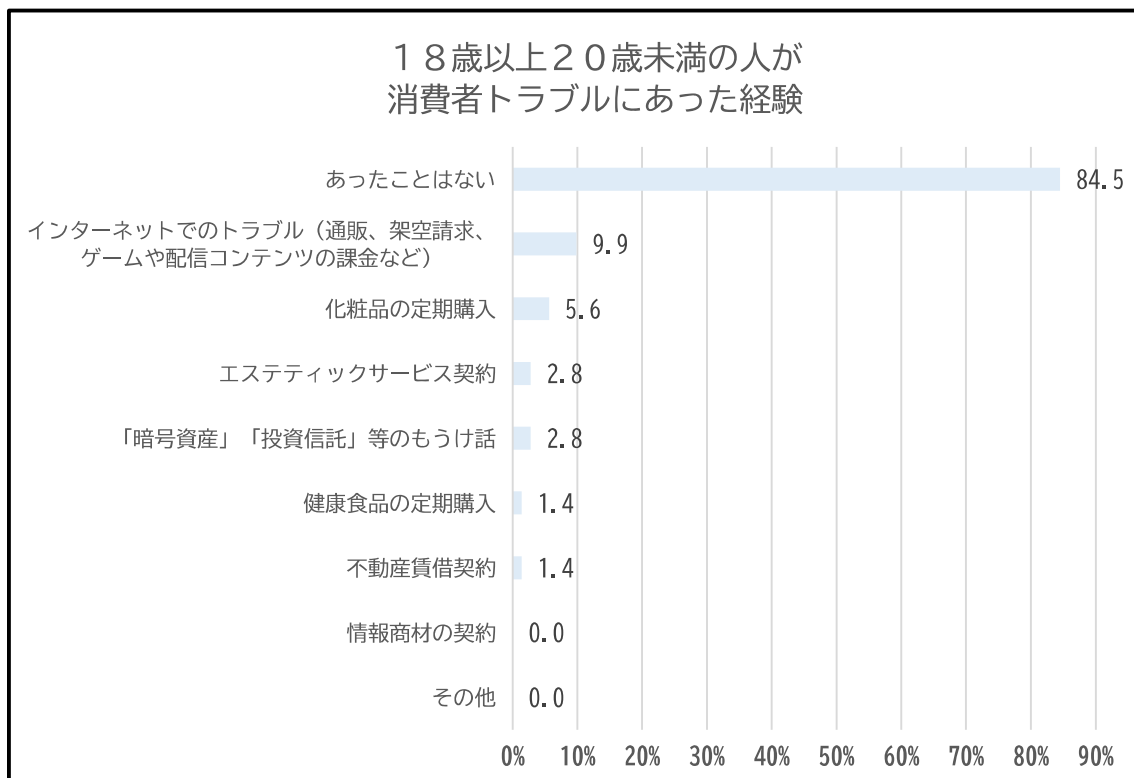
- ・トラブルにあった経験としては、「あったことがない」(84.5%)となっています。経験したこととしては、「インターネットでのトラブル（通販、架空請求、ゲームや配信コンテンツの課金など）」が(9.9%)と最も多くなっています。

【図表109】18歳以上20歳未満の人が消費者トラブルにあった経験

(N=71)

質問項目	回答数	割合 (%)
1 あったことはない	60	84.5
2 インターネットでのトラブル（通販、架空請求、ゲームや配信コンテンツの課金など）	7	9.9
3 化粧品の定期購入	4	5.6
4 エステティックサービス契約	2	2.8
5 「暗号資産」「投資信託」等のもうけ話	2	2.8
6 健康食品の定期購入	1	1.4
7 不動産賃貸契約	1	1.4
8 情報商材の契約	0	0.0
9 その他	0	0.0
計		

【図表110】



用語解説

五十音順、アルファベット別に、消費者教育や消費者トラブルなどに関する用語について解説を掲載しています。

語句	解説
あ行	
悪質商法	うそやごまかしなどの詐欺的な方法で高額な商品売りつけたり、架空の儲け話でお金を騙し取ったりする手口の販売や取引行為です。
あんしんサポートニュース	北九州市立消費生活センターにおいて、消費者被害を防止するため、毎月2回（原則1日、15日）、希望する個人・団体に対して、主に高齢者を対象とした消費者トラブルや製品事故の情報を提供する「あんしんサポートニュース」を配信しています。
エシカル(倫理的)消費	エシカル(※)消費とは、地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のことです。私たち一人一人が、社会的な課題に気付き、日々の買物を通して、その課題の解決のために、自分は何ができるのかを考えてみることで、これが、エシカル消費の第一歩です。 (※) エシカル＝倫理的・道徳的
送り付け商法	商品の注文をしていないのに一方的に商品を送りつけ、代金を請求する手口の商法です。「押しつけ販売」、「ネガティブオプション」などとも言います。
か行	
介護サービス事業者	介護サービス事業者とは、要介護1から要介護5の方を対象とした介護給付サービス(訪問介護・看護、入浴介護、通所介護など)を提供するために、県や市の指定を受けた事業者です。
ケアマネジャー	介護保険制度とともにスタートした職業で、介護支援相談員ともいいます。介護を必要とする人に対して個々のニーズに応じた介護サービスを提供するために、アセスメント(課題分析)を行い、どのような介護サービスが必要であるかを判断し、ケアプラン(介護サービス計画書)を作成します。また、市町村や介護サービス事業者、施設等との連絡調整を行います。
架空請求	架空請求は、身に覚えのないのに詐欺業者から督促状が届いたり、メールで料金を支払えと請求されたりする詐欺の一つです。ネットでの詐欺は年々手口が多様化して

	おり、消費生活センターなどへの問い合わせ件数も増加しています。
家計金融資産(個人金融資産)	各世帯が保有する資産のことを「家計資産」といい、家計資産は現金・預金、債券等の「家計金融資産」と、土地、住宅、耐久財等の「実物資産」に分けられます。日本銀行は「資金循環統計」として年4回、家計金融資産についての調査を行い、結果を発表しています。
環境教育	環境教育とは、人間と環境との関わりについて理解と認識を深め、責任ある行動が取れるよう市民の学習を推進することです。
北九州ひとみらいプレイス	北九州ひとみらいプレイスは、11の人づくり支援施設が連携し、「未来をひらく人づくり」を目指す複合施設です。 北九州ひとみらいプレイスは、「人」をまちの最大の財産ととらえ、それぞれの施設の特長や専門性を活かしながら、ライフステージに応じた「学び、活動、交流」の場を提供します。年齢、国籍、文化を問わず、多様な人々が集い交流を深めることで、黒崎地区のにぎわいづくりに寄与します。 11施設は、八幡西生涯学習総合センター、市民活動サポートセンター、美術館黒崎市民ギャラリー、北九州国際交流協会、若者ワークプラザ北九州・黒崎、ユースステーション、くろさき少年支援室、西部障害者福祉会館、子どもの館、九州国際大学地域連携センター、放送大学・北九州サテライトスペースです。
機能性表示食品	機能性を分かりやすく表示した商品の選択肢を増やし、消費者がそうした商品の正しい情報を得て選択できるよう、平成27年4月に、新しく「機能性表示食品」制度がはじまりました。 安全性の確保を前提とし、科学的根拠に基づいた機能性が、事業者の責任において表示されるものです。消費者が誤認することなく商品を選択することができるよう、適正な表示などによる情報提供が行われます。
キャッシュレス決済	キャッシュレス決済とは、お札や小銭などの現金（キャッシュ）を使用せずにお金を支払うことです。身近なところでは、クレジットカード、交通系電子マネーやQRコード決済などもキャッシュレス決済にあてはまります。 現金（キャッシュ）を使わずに支払いを行えるキャッシュレス決済には、「前払い（プリペイド）」「即時払い（デビット）」「後払い（ポストペイ）」と大きく3種類の支払

	方法があります。また、電子マネー、プリペイドカード、デビットカード、クレジットカード、スマートフォン決済といった決済手段があり、自分のライフスタイルや支払場面などに合わせて選ぶことができます。
行政評価システム	行政評価システムとは、行政活動をチェックする仕組みのことです。行政活動について、計画の施策体系に基づき、施策項目を対象として、プロセスの妥当性や成果、目標達成度などを評価します。市民の市政に対する理解を促進することや効果的・効率的な行政運営を実現することを目的に実施しています。
金融商品	金融商品は、銀行、証券会社、保険会社など金融機関が提供・仲介する各種の預金、投資信託、株式、社債、公債、保険などのことです。各種の金融商品は、安全性、流動性、収益性の3つの基準によって評価することができます。安全性は、金融商品に充てた資金が目減りしたり、期待していた利益が得られなくなる危険がないか、という点に着目した基準です。流動性は、必要なときにどれくらい自由に現金に換えることができるか、という点に着目した基準です。収益性とは、その金融商品で資金運用することによりどれくらいの利益が期待されるか、という点に着目した基準です。 一般に、安全性、流動性、収益性の3つの基準すべてに優れる金融商品は存在しないので、自分の目的に応じてどの基準を優先させるか決めることになります。
国の基本方針	消費者教育推進法に基づき、「誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で、消費者教育を受けることができる機会を提供するために、消費者教育を体系的・総合的に推進」するための指針として、平成25年(2013年)6月に「消費者教育の推進に関する基本的な方針(国の基本方針)」として閣議決定されました(平成30年3月と令和5年3月に変更)。
国民生活センター	独立行政法人国民生活センターは、「消費者基本法」に基づき、国や全国の消費生活センター等と連携して、消費者問題における中核的機関としての役割を果たしています。このために、消費生活に関する情報を全国の消費生活センター等から収集し、消費者被害の未然防止・拡大防止に役立てています。また、消費生活センター等が行う相談業務を支援するとともに、裁判外紛争解決手続(ADR)を実施しています。さらに、苦情相談解決のための商品テストや、広く問題点を情報提供するための商品

	群のテスト、地方自治体の消費者行政担当職員・消費生活相談員を対象とした研修、生活問題に関する調査研究を実施し、さまざまなメディアを通じて消費者への情報提供を積極的に行うなど、一人一人の消費者が安全で安心な生活を送れるよう、暮らしの支援に努めています。
国民生活センター 越境消費者センター	国民生活センター越境消費者センター(以下、CCJ と言う)とは、海外ショッピングでトラブルにあった消費者のための相談窓口です。CCJ は、相談者ご本人が海外事業者とのトラブルを自主的に解決するためのアドバイス等を提供しています。また、複数ヵ国の海外の窓口機関と連携しており、必要に応じて連携のある国の機関を通じて相手国事業者と相談内容を伝達するなどしてトラブル解決のお手伝いをします。
コロナ禍	新型コロナウイルス感染症の流行によって引き起こされる、さまざまな災難で、感染症自体だけでなく、それを抑止するための行動制限、社会・経済活動の自粛や停滞、人々の疑心暗鬼なども、広く含みます。コロナ禍という言葉は令和2年(2020年)3月半ば頃から、報道やネット上で、よく見かけるようになりました。
さ行	
詐欺的な定期購入 商法	インターネット通信販売等の広告において、初回分について無料とする、または、低額な金額を表示するなどし、あたかも初回分だけのお試しの契約であるかのように強調しながら、実際には2回目以降の高額な定期購入契約を附帯させるなどの巧妙な手口による販売方法です。
資産形成商品	株や債券などの資産や、円(日本)や外貨建て(外国)の資産を組み合わせる運用する商品です。複数の異なる資産を組み合わせるため、ひとつの商品で更に分散投資の効果が得られるのが特徴です。
持続可能な開発目標(SDGs)	貧困、不平等・格差、気候変動による影響など、世界のさまざまな問題を根本的に解決し、すべての人たちにとってより良い世界をつくるために設定された、世界共通の17の目標です。2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。
重要消費者紛争	消費者紛争とは、消費生活に関し、消費者(消費者契約法や景品表示法に基づく差止請求を行う適格消費者団体も含まれます)と、事業者との間に生じた民事上の紛争をいいます。国民生活センター紛争解決委員会において、

	消費者紛争の中でも、その解決が全国的に重要であるものを「重要消費者紛争」としています。
消費生活サポーター	地方公共団体の制度として規定されており、悪質商法や製品事故などによる消費者トラブルを防止するため、消費者問題について基礎的な知識を習得し、高齢者や関係機関などへの情報提供などをしていただくボランティアをいいます。
消費生活トラブル注意報	福岡県内の高校・大学・専門学校等に対して、若者に関する消費者トラブル情報を福岡県・福岡市・北九州市の消費生活センターが共同で2カ月に1度配信しています。
消費生活相談員	地方公共団体の消費生活センター及び消費生活相談窓口において消費生活相談やあっせんに対応する専門職です。 平成26年改正消費者安全法において「消費生活相談員」の職が法律上規定され、消費生活センターには必ず消費生活相談員を置くこととされました。
消費者市民社会	消費者市民社会とは、一人一人の消費者が、自分だけでなく周りの人々や、将来生まれる人々の状況、内外の社会経済情勢や地球環境にまで思いをはせて生活し、社会の発展と改善に積極的に参加する社会を意味します。
消費者ホットライン188	全国には、消費生活センターが857か所（令和5年4月1日現在）あり、そのほか、全ての市区町村に消費生活相談窓口が設置されています。 消費者ホットライン188番は、全国共通の電話番号で、地方公共団体が設置している身近な消費生活相談窓口をご案内します。 消費者ホットライン188番は、消費生活センター等の消費生活相談窓口の存在や連絡先をご存知でない消費者に、近くの消費生活相談窓口をご案内することにより、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。 土日祝日についても、市区町村や都道府県の消費生活センター等が開所していない場合には、国民生活センターで相談の補完をするなど、年末年始（12月29日～1月3日）を除いて、原則毎日ご利用いただけます。
情報モラル	情報モラルとは、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度ととらえることができ、その内容としては、個人情報保護、人権侵害・著作権等に対する対応、危険回避やネットワーク上のルール、マナーなどが一般に指摘されています。
食育	食育は、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けられるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択

	する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるものです。
食品表示基準	平成27年(2015年)4月1日、「食品衛生法」、「JAS法(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律)」及び「健康増進法」の3法の食品表示に関する規定を一元化した「食品表示法」が施行されました。この法律の具体的なルールを定めたものが「食品表示基準」です。この「食品表示基準」の中では、加工食品の容器包装などに栄養成分又は熱量に関する表示をする際に遵守すべき基準などが示されています。
食品リコール情報	令和3年(2021年)6月1日から、事業者による食品等のリコール(自主回収)情報を行政が確実に把握し、的確な監視指導や消費者への情報提供につなげ、食品による健康被害の発生を防止するため、事業者がリコール(自主回収)を行う場合に行政への届出を義務付けました。
食品ロス	まだ食べられるのに廃棄される食品のことで、大切な食べ物を無駄なく食べきること、環境や家計にも優しくなります。
成果指標(KPI)	政策目標の実現に向けて、具体的な目標となる項目を定め、その目指すべき水準について数値などを用いて定量的に分かりやすく示すとともに、政策・施策の成果を把握していくための指標です。KPIとは「Key Performance Indicator」の略です。
青少年ボランティアステーション	北九州市では、青少年ボランティアステーションを設置(戸畑区・ウェルとばた3階)し、青少年の成長に欠かすことのできない様々な体験活動を通じ、社会の構成員としての規範意識や他人を思いやる心等、豊かな人間性をはぐくむとともに、社会性や協調性等を身に付けることができるよう、青少年が行うボランティア体験活動を支援・促進しています。
成年年齢引き下げ	成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とする「民法の一部を改正する法律」が、令和4年(2022年)4月1日から施行されました。 民法の成年年齢には、一人で有効な契約をすることができる年齢という意味と、父母の親権に服さなくなる年齢という意味があります。 成年年齢の引下げによって、18歳・19歳の方は、親の同意を得ずに、様々な契約をすることができるようになりました。例えば、携帯電話を購入する、一人暮らしのためのアパートを借りる、クレジットカードを作成す

	る（支払能力の審査の結果、クレジットカードの作成ができないことがあります）、ローン組んで自動車を購入する（返済能力を超えるローン契約と認められる場合、契約できないこともあります）、といったことができるようになりました。
相談支援専門員	相談支援専門員は、障害のある人が地域社会で暮らしていく中での困りごと・悩みの相談に応じ、必要な福祉・支援につなぐ役割を担っています。
た行	
通報者特定情報守秘の義務付け	改正公益通報者保護法（令和４年６月１日施行）において、事業者の体制整備義務として、内部調査等の事業者の従事者に対し、通報者を特定させる情報の守秘を義務付けています。違反した場合には３０万円以下の罰金が科せられます。
適正製造規範（GMP）	適正製造規範とは、原料の入荷から製品の出荷までの過程において、製品が安全で一定の品質を保たれるように定められたシステムのことを言います。また、GMPともいい、Good Manufacturing Practice の略です。
点検商法	電話や突然の訪問の点検により、「瓦が浮いて雨漏りになる」、「給湯器が古いので危険」など、不安をあおって高額な料金を支払わせる手法です。
デジタルサービス	デジタルサービスとは、デジタル技術を活用し、拡充もしくは新たに作り出された、製品やサービスなどの総称です。 身近なところでは、生活のあらゆる場面において、スマートフォンを使用しインターネットといったデジタルを通じてSNSなどのサービスが提供されることが当たり前の社会になっています。
電子商取引	電子商取引は、インターネットを利用して商品やサービスを売買することです。従来の店舗型販売とは異なり、時間や場所に縛られずに、いつでもどこでも買い物ができることから、近年急速に普及しています。また、ECとも言われ、Electronic Commerce の略です。 電子商取引の利用範囲は非常に広く、私たちが日常的に利用しているオンラインショッピングサイトはもちろん、デジタルコンテンツの販売、金融取引、オークションなど、様々な分野で活用されています。電子商取引は、従来の商取引の枠組みを超え、新たなビジネスモデルを生み出し、私たちの生活様式を一変させています。

取引デジタルプラットフォーム	オンラインモール、オークションサイト、フリマアプリなどの取引デジタルプラットフォーム（DPF）は、近年、インターネットなどを通して、消費者取引の「場」として急速にその存在感を増しており、とりわけコロナ禍の「新しい生活様式」の下で、国民の日常生活において不可欠な取引基盤としての地位を確立しています。 取引デジタルプラットフォームの定義は、「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律」第2条に規定されています。
な行	
ネットトラブル	インターネットの利用に伴い発生するトラブルのことです。情報収集のほか、買い物やゲーム、電子メールや電子掲示板など、今やインターネットは私たちの暮らしと切り離せなくなっています。それにともない、インターネットに関連する消費者相談も増え続け、投資詐欺やネット通販の定期購入、アダルト情報サイト、出会い系サイト、オークションなどで、新しいトラブルが次々と発生しています。
は行	
フィルタリング	インターネットにおけるフィルタリングとは、「閲覧をできないようにする」「不要な情報を遮断する」などの何らかの意図を有し、一定条件に基づいて情報を分類、制限することです。ここでは、主に未成年者の違法・有害なウェブサイトへのアクセスを制限し、安心してインターネットを利用できるよう手助けするサービスのことです。フィルタリングを事前に設定しておくことで、子どもがアダルト系やギャンブル系などの有害サイトやコンテンツにアクセスする危険を回避できます。
フェアトレード	発展途上国でつくられた農作物や製品を適正な価格で継続的に取引することにより、生産者の生活を支える貿易のあり方です。消費者が日常生活でコーヒーやバナナ、チョコレートなど、商品の購入を通じて、生産者の生活を支える取組で、貧困課題の解決策の一つです。
ボードゲーム	駒やサイコロ、カード、紙などの道具を使い、卓上でプレイするゲームの総称です。テレビゲームのように電源を使うことなくアナログで遊ぶところが特徴です。
ホームヘルパー	ホームヘルパー（訪問介護員）は、介護保険法にもとづく訪問介護を提供する専門職です。介護保険法における訪問介護は、介護福祉士の他、「政令で定める者」が行うことになっています。この「政令で定める者」とは、国が

	定めた研修を修了した「ホームヘルパー(訪問介護員)」のことをいいます。 ホームヘルパーは、社会福祉法人、医療法人、NPO、民間企業等が運営する事業所で訪問介護に従事しており、在宅で生活している方々のお宅に訪問し、介護や生活援助を提供しています。介護には食事や入浴、排泄等の支援といった身体介護と、外出支援等の移動介助が含まれます。また、生活援助として、調理、洗濯、買い物等の援助や代行を行っています。
ま行	
未成年者取消権	未成年者は消費者として経験が浅く、まだ十分な判断能力を持っていないことから、契約で不利益を被らないように法律で保護されています。民法で未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、原則として、契約を取り消すことができるとされています。
メディア・リテラシー	メディア・リテラシーとは、インターネットやテレビ、新聞などのメディアを使いこなし、メディアの伝える情報を理解する能力であり、また、メディアからの情報を見きわめる能力のことです。
ら行	
ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のことです。
ロールプレイング	ロールプレイングは、「役割(role)」と「演じる(play)」を組み合わせた言葉です。日本語では「ロープレ」とも呼ばれ、現場や実際に近い疑似場面を想定し、その中で自分の役割を演じることで、問題点や課題点に対してどのように対応するか、解決方法を学びます。
ローン商品	ローンとは、金融機関が消費者にお金を貸す商品の通称です。住宅や車などの高額な商品を購入するときや、一時的に出費が増えてしまったときに対応できる仕組みです。 一般的には、住宅ローン、カードローン、マイカーローン、教育ローンなどのローン商品があります。
わ行	
わかものサポートニュース	北九州市立消費生活センターでは、若者の消費者被害を防止するため、毎月1回(原則20日)、市内大学や専門学校等へ若者を対象とした消費関連トラブルの情報を提供する「わかものサポートニュース」を配信しています。

アルファベット	
ADR	A l t e r n a t i v e (代替的) D i s p u t e (紛争) R e s o l u t i o n (解決) の頭文字をとっており、日本語では、代替的紛争解決手続や、裁判外紛争解決手続と訳され、裁判によらない紛争解決方法です。
dボタン広報誌	K B Cテレビ1ch でテレビリモコンの「dボタン」を押すと、北九州市が発信する情報を確認できるサービス「dボタン広報誌」の運用を行っています。消費者トラブル情報をはじめ、市政情報やイベント情報、生活に役立つ情報、災害情報などをお届けします。
P D C Aサイクル	P l a n (計画)・D o (実行)・C h e c k (評価)・A c t i o n (改善) の頭文字を語源とする、品質や生産性の向上などに使われるフレームワークです。P D C Aサイクルを繰り返すことで、現状における課題の把握と修正を継続し、業務効率や成果物の精度を段階的に高めていきます。
S D G s (エスディーズ)	「持続可能な開発目標」と同じです。 S D G s は、「Sustainable Development Goals」の略です。
S N S	ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、登録された利用者同士が交流できる W e b サイトの会員制サービスのことです。サービスとして「X (旧 Twitter)」「LINE」「Instagram」「Facebook」「YouTube」などがあります。
S N S型投資詐欺	インターネット上に著名人の名前・写真を悪用した嘘の投資広告を出し、「必ずもうかる投資方法を教えます」などとメッセージを送るなどして、S N Sに誘導し、投資に関するメッセージのやりとりを重ねて被害者を信用させる手口です。 「投資のかけ金」や「手数料」などという名目で、ネットバンキングなどの手段により金銭等を振り込ませます。すぐに利益が出たかのように見せかけのデータを提示し、実際に少額の利益を出金させて信用させます。これで気を良くし、詐欺と気付くまで、何度も送金を繰り返し、高額被害になってしまったケースも多くあります。
S N S型ロマンス詐欺	S N Sやマッチングアプリなどを通じて出会った相手と、メールなどでやりとりを続けることで恋愛感情や親近感を抱かせ、金銭等をだまし取る手口です。 交際に伴う資金が必要だと、お金の話を匂わせ、暗号資産の購入や架空の投資を勧めてきます。相手が外国人であるケースも多く、非常識なお願いをされても、文化が

	異なるから仕方がないなどと、都合の良いように思い込んでしまいます。 人生経験豊富なシニア世代も、パートナーと死別するなどして単身となり、寂しさだけでなく将来への不安もロマンス詐欺の犯人が付け入るスキになっています。
SOSサポートニュース	北九州市立消費生活センターでは、消費者被害の防止を図るため、毎月1回（原則25日）、市内の中学校等に対して、若者に関する消費者トラブルの情報を提供する「SOSサポートニュース」を配信しています。



動かせ、未来。北九州市

北九州市総務市民局 安全・安心推進部 消費生活センター
〒804-0067 北九州市戸畑区汐井町1番6号
ウェルとばた7階
TEL 093-871-0428 FAX 093-871-7720